

我が国における難民庇護の状況等

(人)

	申請者数	難 民		その他の 庇 護 (注3)	難民及びその他 の庇護 合計
		定住難民 (注1)	条約難民 (注2)		
昭和53年		3			3
54年		94			94
55年		396			396
56年		1,203			1,203
57年	530	456	67 ()		523
58年	44	675	63 ()		738
59年	62	979	31 ()		1,010
60年	29	730	10 ()		740
61年	54	306	3 ()		309
62年	48	579	6 ()		585
63年	47	500	12 ()		512
平成元年	50	461	2 ()		463
2年	32	734	2 ()		736
3年	42	780	1 ()	7	788
4年	68	792	3 ()	2	797
5年	50	558	6 ()	3	567
6年	73	456	1 ()	9	466
7年	52	231	2 (1)	3	236
8年	147	151	1 ()	3	155
9年	242	157	1 ()	3	161
10年	133	132	16 (1)	42	190
11年	260	158	16 (3)	44	218
12年	216	135	22 ()	36	193
13年	353	131	26 (2)	67	224
14年	250	144	14 ()	40	198
15年	336	146	10 (4)	16	172
16年	426	144	15 (6)	9	168
17年	384	88	46 (15)	97	231
18年	954		34 (12)	53	87
19年	816		41 (4)	88	129
20年	1,599		57 (17)	360	417
21年	1,388		30 (8)	501	531
22年	1,202	27	39 (13)	363	429
23年	1,867	18	21 (14)	248	287
24年	2,545	0	18 (13)	112	130
25年	3,260	18	6 (3)	151	175
26年	5,000	23	11 (5)	110	144
27年	7,586	19	27 (8)	79	125
28年	10,901	18	28 (2)	97	143
29年	19,629	29	20 (1)	45	94
30年	10,493	22	42 (4)	40	104
令和元年	10,375	20	44 (1)	37	101
2年	3,936	0	47 (1)	44	91
合 計	85,479	11,513	841 (138)	2,709	15,063

(参考) (人)

シリア人留学生の 受入れ (注4)	
平成29年度	28
30年度	29
令和元年度	22
2年度	16
合計	95

(注1)

「定住難民」とは、インドシナ難民(昭和53年4月28日の閣議了解等に基づき、ベトナム・ラオス・カンボジアにおける政治体制の変革等に伴い周辺地域へ逃れた者及び昭和55年6月17日の閣議了解の3の定める呼寄せ家族で我が国への定住を認めたもの)及び第三国定住難民(平成20年12月16日及び同26年1月24日の閣議了解に基づき、タイ又はマレーシアから受け入れたミャンマー難民)であり、昭和53年から平成17年まではインドシナ難民、平成22年以降は第三国定住難民の数である。定住難民として受け入れられた後、条約難民として認定された者もあり、合計欄では重複して計上されている。

(注2)

「条約難民」とは、入管法の規定に基づき、難民として認定された者の数である(カッコ内は、一次審査で難民不認定とされた者の中から不服申立ての結果、難民認定された数であり、内数)。なお、一次審査で「その他の庇護」を受けた後、不服申立てで条約難民として認定された者については、重複して計上されている。

(注3)

「その他の庇護」とは、難民の認定をしない処分をされたものの人道的な配慮を理由に在留が認められた者(入管法による在留特別許可又は在留資格変更許可を受けた者)の数である。

(注4)

「シリア人留学生の受入れ」とは、平成28年5月20日に開催された第1回「持続可能な開発目標(SDGs)推進本部会合」において中東地域安定化のための包括的支援の一環として、シリア危機により就学機会を奪われたシリア人の若者に教育の機会を提供し、将来のシリアの復興を担う人材を育成する観点から、JICAの技術協力等を活用し、5年間で最大150名のシリア人留学生を受け入れることとされたもので、①JICAが実施するシリア難民に対する人材育成事業「シリア平和への架け橋・人材育成プログラム」(JISR)において、国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)との連携により、留学生として受け入れられた者及び②文部科学省が実施する国費留学生制度において、国費留学生として受け入れられた者の数である。なお、国費留学生制度においては、シリア難民であることが募集要件とはされていない。